

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 支給要件確認書送付のご案内

あなたの世帯は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度住民税の課税状況に基づき、支給要件に該当しています。

本状の内容を確認のうえ、同封の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。

## 支給要件

- ・基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯を含む)であること
- ・令和3年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと

## 支給対象

支給要件に該当する世帯の世帯主

## 支給額

10万円

## 手続方法

確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて郵送してください。  
なお、区役所では確認書の受付は行っておりません。

## 返送期日

確認書の本人保管用に記載されている返送期日までに返送してください。

## 支給予定

確認書の返送後、書類の不備などがなければおおむね1か月程度で振込みの予定です。なお、下記の専用ホームページにおいて、確認書に記載の「お問合せ番号」を用いて受付状況などを確認できます。返送前に「本人保管用」は切り離し、大切に保管してください。

## お問合せ

### 大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

9:00～20:00(土日祝9:00～17:30)

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等を確認してください。

TEL: フリーダイヤル 0120-923-771 06-7223-9385

FAX: 0120-928-365 MAIL: info@osaka-hikazeikyufu.jp

## 専用ホームページ

受付状況等の  
確認はこちら

大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金

検索

<https://osaka-hikazeikyufu.jp/>





こちらからもアクセスできます。



## 返送方法

キリトリ線の右側の確認書を、世帯主の方が署名したうえで、同封の返信用封筒にて郵送してください。左側の本人保管用の書類は大切にお持ちください。

## お手続きの流れ

-  **1 郵送にて返送してください。(今回オンライン申請はありません)**
-  **2 返送いただいた内容について確認・審査します。**
-  **3 返送後は専用ホームページで受付状況等の確認ができます。**  
**受付状況等の確認はこちら** ▶ [大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金](#) **検索**
-  **4 確認・審査した内容に基づき、給付します。**

## 本人保管用について

000-0000 郵便区内特別  
大阪市北区中之島〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 様

01234567890

返送用日  
令和4年●月●日(●)消印有効

**本人保管用**

お問合せ番号  
X X X X X X X X X X X

※キリトリ線で切り離し、返送用(確認書)は、返信用封筒にて返送ください。本人保管用は今後のお問合せ等に必要ですので、大切に保管しておいてください。

この書類はお問合せの際に必要な書類となります。

〇〇 〇〇 様

大阪市長 松井 一郎

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するお知らせ

あなたの世帯は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度住民税の課税状況に基づき、支給要件に該当するため、以下のとおり支給方法等をお知らせします。  
本状及び同封の「ご案内」の内容を確認のうえ、右側の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を同封の返信用封筒にて返送してください。

振込口座等	
支払方法	口座振込
振込口座	三井住友銀行 中之島支店 普通 ****000
口座名義	オオサカ タロウ
支給額	100,000円

上記に記載されている口座情報は、令和2年度に実施しました「特別定額給付金」、又は生活保護費の支給口座を記載しています。他市から転入された場合や、特別定額給付金を代理人の口座振込としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には、口座は空欄となっています。

(給付金の支給方法について)

■振込口座を変更しない場合  
・右側「確認書」の確認欄に署名したうえで、「振込口座について」内の「口座変更なし」チェック欄(□)に✓を記入してください。  
・以上で記入は終わりですので、「確認書」裏面には何も貼り付けずに切り離して、返信用封筒にて返送してください。

■振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合  
・新たな振込口座の申出が必要ですので、振込口座が確認できる書類のコピーを、右側「確認書」の裏面にのりなどで貼り付けてください。なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。

■代理確認及び代理受給について  
・本状の確認や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。詳しくは同封の「ご案内」に記載の専用ホームページをご確認いただくか、下記コールセンターまでお問合せください。

お問合せ  
住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター [0120-923-771](tel:0120-923-771)  
TEL:06-7223-9385

この書類(本人保管用)はお問合せの際に必要な書類となります。切り離して大切に保管してください。

お問合せの際には「お問合せ番号」を申し出てください。また専用ホームページにおいて「お問合せ番号」により、受付状況などを確認することができます。

令和2年度に実施しました「特別定額給付金」、又は生活保護費の支給口座を記載しています。

他市から転入された場合や、「特別定額給付金」の支給口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には、振込口座は空欄となっています。

# 確認書 記入例

記入内容などに不備があった場合は、給付までに時間がかかる場合があります。十分に確認のうえ、記入してください。

## 表面

お問合せ番号 XX XXXXXXXX X

返送用

01234567890

012345678

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

〇〇 〇〇 様

**確認欄**

世帯主の方が、ご自身の世帯について下記の内容を確認のうえ、相違ない場合は署名してください。

①世帯の中に、令和3年度住民税均等割が課税となる  
 ②令和3年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。  
 ③下記の3点について、全て同意します。

上記①・②いずれか1つでも当てはまらない場合は、支給要件に当せず、給付金を受け取れないこと。  
 ・給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、大阪市給付金の返還を求められる場合があること。  
 ・意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があること。

1 記の内容に、全て相違ありません。

フリガナ 確認日 令和4年 月 日  
 (署名)  
 世帯主氏名 連絡先電話番号

振込口座に変更がない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を記入してください。  
 「口座変更なし」の場合は、左側「お知らせ」にあらかじめ記載の振込口座に給付金を振り込みます。

振込口座について  口座変更なし ※「口座変更なし」の場合は、口座確認書類のコピーの貼り付けは不要です。

振込口座が「変更なし」の場合は、以上で確認書の記入は終わりです。  
 これより下には何も記入しないでください。裏面には何も貼り付けしないでください。

3 **口座変更欄** 振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合

- 左側「お知らせ」に記載の振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合は、下記のチェック欄(□)に✓を記入のうえ、裏面に「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼り付けてください。
- 振込口座は世帯主の名義のものに限ります。
- 振込口座を変更しない場合は、下のチェック欄(□)には何も記入せず、裏面には何も貼り付けしないでください。
- 振込口座を変更する場合は、口座情報の確認のために処理日数がかかる場合があります。

振込口座を変更する。裏面に「振込口座が確認できる書類のコピー」を貼り付けてください

本給付金は、迅速に支給するために口座振込を原則としておりますが、**口座振込が困難な場合は**、現金による支給を行います。  
 現金支給を希望する場合には下のチェック欄(□)に✓を記入してください。後日、事務局から支給日などを案内します。  
 なお、支給日は口座振込と比べて大幅に遅くなりますので、あらかじめご了承ください。

口座振込が困難なため、現金支給を希望する

01-1234567-a A01

1 世帯主の方が署名してください。日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

2 本人保管用(左側の「お知らせ」)に記載の振込口座を変更しない場合はこのチェック欄(□)に✓を記入してください。以上で確認書の記入は終わりです。同封の返信用封筒で返送してください。これより下には何も記入せず、裏面には何も貼り付けしないでください。

3 本人保管用(左側の「お知らせ」)に記載の振込口座が空欄、または振込口座を変更する場合は、このチェック欄(□)に✓を記入のうえ、必ず裏面に振込口座が確認できる書類のコピーをのりなどで貼り付けてください。

## 裏面

振込口座の確認書類について

振込口座が空欄、又は振込口座を変更する場合は、この面に振込口座が確認できる書類のコピーを貼り付けて、返信用封筒にて返送してください。  
 振込口座が「変更なし」の場合は振込口座が確認できる書類のコピーは不要です。この面には何も貼り付けしないでください。

4 のりしろ

**振込口座が確認できる書類のコピー**

・金融機関名・支店名(支店コード)・預金種別・口座番号・口座名義(カナ)がわかる通帳(通帳がない場合はキャッシュカード)

下記のいずれか1つのコピーを必ず貼り付けてください。

通帳 (ゆうちょ銀行以外の場合) 通帳 (ゆうちょ銀行の場合) キャッシュカード (通帳がない場合など)

必ず金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる面のコピーを貼り付けてください。  
 ※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを貼り付けてください。  
 ※旧銀行や支店が統合されたキャッシュカードの場合は確認ができない場合があります。

・必要事項がはっきりとわかるようコピーしてください。コピーが読み取れない場合は、振込ができないことがあります。  
 ・振込口座について「口座変更なし」のチェック(□)が無い場合でも、振込口座が確認できる書類のコピーが貼り付けられていない場合には、「お知らせ」にあらかじめ記載の振込口座に給付金を振り込みます。

4 振込口座が空欄、または振込口座を変更する場合は、振込口座が確認できる書類のコピーをのりなどで貼り付けてください。なお、振込口座は世帯主の名義のものに限ります。  
 ※本状の確認や、給付金の受給を代理人が行う場合には、別途「代理申請・確認申出書」の添付が必要です。詳しくは専用ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問合せください。

### Q なぜ、このような確認書が送られてきたのでしょうか？

A 令和3年度住民税の課税状況に基づき、給付金の支給要件に該当すると見込まれる世帯の世帯主に対し確認書を送付しています。

### Q 確認書に記載されている確認欄の「②住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません」とはどういう意味ですか？

A あなたの世帯の全員が、別世帯の課税されている親族の扶養親族等になっている場合は、支給要件に該当せず給付金を受け取ることはできません。なお、ここでの扶養親族等とは地方税法上の扶養親族(16歳未満の者を含む)のほか、青色事業専従者及び事業専従者を含みます。

### Q あらかじめ振込口座が記載されているのはなぜでしょうか？

A 速やかに振り込みが行えるよう、令和2年度に実施しました「特別定額給付金」、又は生活保護費の支給口座を記載しています。

他市から転入された場合や、特別給付金の振込口座を代理人の口座としていた場合など、世帯主の口座情報が無い場合には「振込口座等」の欄は空欄となっておりますので、新たな振込口座の申出が必要です。確認書の裏面に、振込口座のわかる書類のコピーを貼り付けてください。

なお、本給付金支給事業における口座情報等の目的外使用については、大阪市個人情報保護条例に基づき、大阪市個人情報保護審議会に諮問しております。

### Q 確認書の記入方法がわかりません。

A 「振込口座等」の欄に記載があり、振込口座を変更せずそのまま振り込みを希望する場合は、確認欄に署名のうえ、“口座変更なし”にチェック(☑)するだけで記入は終わりです。確認書を切り離して同封の返信用封筒にて返送してください。

切り離れた左側の「本人保管用」は、お問合せの際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

### Q 給付金はいつ頃振り込まれますか？

A 確認書の記入不備などがなければ、返送後おおむね1か月程度で振り込みの予定です。なお、返送後の受付状況などは、下記の専用ホームページにおいて確認書に記載の「お問合せ番号」により確認できます。

[受付状況等の確認はこちら](#)

[大阪市住民税非課税世帯等臨時特別給付金](#)

[検索](#)